

仕様書

1. 件名

後期高齢者医療被保険者証作成及び封入封緘等委託業務

2. 業務概要

委託者 山口県後期高齢者医療広域連合(以下「甲」という。)は、受託者(以下「乙」という。)に、下記後期高齢者医療被保険者証(以下「被保険者証」という。)台紙の作成・データ印字(プログラム開発含む。)、封筒の作成、臓器提供意思表示欄保護シール(説明付)の作成、周知リーフレットの作成、被保険者証等の封入封緘及び県内各市町への配達(納品)の業務(以下「本業務」という。)を委託する。

3. 委託期間

契約締結日から令和5年7月31日まで

4. 委託業務内容

別表1のとおりとする。詳細については、別紙2のとおりとする。

5. 委託の数量

(1) 年次更新による一斉交付業務分

ア 被保険者証・連続帳票用紙(年次更新用)の作成及びデータ印字等	約265,000枚
イ 郵送用窓あき専用封筒の作成	286,000枚
ウ 臓器提供意思表示欄保護シール(説明付)の作成	270,000枚
エ 周知リーフレットの作成	265,000枚
オ 上記アウエ及び別途納品帳票のイへの封入封緘	約265,000通
カ 発送名簿等	
(ア) 被保険者証交付リストの作成	19市町分(各1部)・全市町総括分(1部)
(イ) 簡易書留郵便差出票の作成	郵便局提出用(1部)
キ 市町等への搬入	19市町及び甲の指定場所

(2) 配布用帳票等の作成業務分

ア 被保険者証・単票用紙(随時交付用)の作成	71,000枚
イ 被保険者証・単票用紙(年次更新用)の作成	10,000枚

6. 委託条件

- (1) 乙は、本業務の実施に当たって、関係法令等を十分に遵守すること。
- (2) 乙は、本業務の履行により知り得た本業務の内容を他者に漏らしてはならない。
- (3) 乙は、個人情報保護や対策を目的とした一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマークの認定又はISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)適合評価制度の認証のいずれかを受けていること。
- (4) 個人情報保護の観点から、本業務の一部を第三者に再委託する際には、再委託先についても、前項に示した認証のいずれかを受けていることを条件とし、事前に甲の承認を得るものとする。
- (5) 甲による事前の承認を得て第三者に再委託する場合は、乙は当該第三者に対し、本業務における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負うこと。
- (6) 取り扱う個人情報は厳重に管理し、その保護に配慮した十分な体制を整えること。

- (7) 本業務中のトラブル発生に際しては、事業所内のバックアップ体制を整え迅速な対応ができること。
- (8) 委託内容、作業日程等については、甲の電算処理等の都合により変更が生じる可能性があり、その際は別途協議の上、決定するものとする。

7. 作成物の帰属

本業務の履行に伴い発生する帳票等の所有権は、すべて甲に帰属する。

8. データの保護

乙は、本業務を履行するために甲から提供を受け又は乙自ら作成する記録媒体若しくは帳票等（以下「データ等」という。）の安全対策を講じるほか、次の事項について措置する。

(1) 管理

データ等は個人情報であるため、秘密の保持等には善良な管理者による細心の注意義務をもって、インターネット等により外部と接続されていない環境のもとで契約期間終了まで厳重に保管する。

(2) 返還

乙が甲から提供を受けたデータ等は、本業務の履行上、不要となった時点で遅滞なく返還する。

(3) 移送

乙が磁気媒体によるデータを移送する際には、乙側でデータの暗号化を施す。なお、暗号化に使用するツールは、個人情報保護の観点を踏まえ乙が選択する。

(4) 消去等

乙が自ら作成したデータ等は、本業務の履行上、不要となった時点で確実な方法をもって消去し、又は廃棄しなければならない。また、その証（個人情報廃棄処分証明書等）となるものを提出する。

(5) 授受

確認データ等の授受は、書面（送付書、受領書）にて確認の上行う。

(6) 目的外利用の禁止

乙は、本業務に係るデータ等を本業務以外の目的に使用してはならない。

(7) 漏えい時の対応

個人情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する措置を講じるとともに、書面で状況を報告し、甲の指示を受ける。

9. 注意事項

- (1) 製品作成について特許等がある場合は、乙がその責任を負う。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項については、その都度、協議の上処理する。
- (3) 作業内容や工程等については、契約締結後、綿密な打合せ及び調整を行うものとする。
- (4) 個人情報の取扱いには充分に注意すること。特に、作業に従事する社員等の管理・教育について徹底すること。

別表1 (委託業務内容)

通番	内容
①	被保険者証・連続帳票用紙（年次更新用）の作成
②	被保険者証・単票用紙（年次更新用）の作成
③	被保険者証・単票用紙（随時交付用）の作成
④	データ印字用プログラムの作成
⑤	④を使用して、甲が提供するデータを①の連続帳票用紙に印字する
⑥	郵送用窓あき専用封筒の作成
⑦	臓器提供意思表示欄保護シール（説明付）の作成
⑧	周知リーフレットの作成
⑨	データ印字済の連続帳票用紙（年次更新用）の⑥への封入封緘。 郵送対象者1名ごとに以下のものを封入する。 <ul style="list-style-type: none"> ・⑤を郵送対象者ごとに裁断したもの ・臓器提供意思表示欄保護シール（説明付） (⑦) ・周知リーフレット (⑧) ・制度周知用パンフレット（別途納品予定）
⑩	簡易書留郵便の料金割引処理 <ul style="list-style-type: none"> ・バーコードによる引受番号表示 ・簡易書留郵便差出票（郵便局側受領証）等の作成
⑪	⑤の印字順を維持した状態で、県内市・町ごとに封入封緘済封筒（⑨）の仕分け、梱包。 市・町ごとに以下帳票の仕分け、梱包（市町別配布数は別紙2 2. (2) キのリストを参照）。 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証・単票用紙（年次更新用） (②) ・被保険者証・単票用紙（随時交付用） (③) ・郵送用窓あき専用封筒 (⑥) ・臓器提供意思表示欄保護シール（説明付） (⑦)
⑫	被保険者証交付リスト等の作成
⑬	甲が指定した部数ごとに指定した場所への納品

別紙2 (仕様の詳細)

1. 被保険者証の台紙作成業務**(1) 被保険者証・連続帳票用紙（年次更新用）の作成**

ア 台紙の紙質

白上質紙135kgとする。

イ 台紙の形状、大きさ

(ア) 連続帳票用紙（年次更新用）は、折り曲げることで指定サイズの専用封筒に封入可能な大きさ、形とし、封入後に定形郵便物の規格を満たすものとする。

(イ) 帳票イメージ（印字実施後）は、以下のとおりとする。

資料1-1 「連続帳票用被保険者証レイアウト図」

資料2 「連続帳票用紙（年次更新用）レイアウト図」

(ウ) 被保険者証は台紙と一体型で表面は段差のない形状とし、証を容易に切り離しができるよう周囲はマイクロミシン加工を施すこと。また、折りたたむことにより専用封筒に収まる形状となるよう、ミシン加工等を施すこと。

エ 被保険者証の大きさ等

縦128mm、横91mmとし、表面を着色する。色については別途指定する。

オ 印刷色

(ア) 表面：4色刷

(イ) 裏面：1色（黒色）

※プリント処理に影響しないオフセット耐熱インクを使用すること。

カ 偽造防止措置

表面に地紋印刷により偽造防止のための加工（複写時に「写し」又は「コピー」の文字が現れる等）を入れること。また、裏面の一部にマイクロ文字を使用する（備考欄の枠線部分に「YAMAGUCHI」と繰り返し印字）こと。詳細は別途協議する。

キ 納期

製作完了日：令和5年6月12日（予定）とし、印字業務開始日までに完成させておくこと。

※印字テスト用の100枚については令和5年5月31日とする。

ク 納品形式

後述の「6. 封入封緘業務」の内容どおりの状態にすること。

ケ その他

(ア) 専用封筒の窓に合わせた郵送先あて名、簡易書留引受番号バーコード、差出人、その他必要項目（発送名簿と整合した一連番号、管理番号等）表示を前提として作成すること。

(イ) 連続帳票で作成し、ミシン目が生じた場合は、封入可能なように処理をする。

(ウ) 本仕様書に記載がない事項及び詳細については、甲と協議の上、対処すること。

(2) 被保険者証・単票用紙（年次更新用）及び 被保険者証・単票用紙（随時交付用）の作成

ア 台紙の紙質

白上質紙135kgとする。

イ 台紙の形状、大きさ

(ア) 用紙の大きさはA4判とし、三つ折りして指定サイズの専用封筒に封入可能のこと。また、封入後に定形郵便物の規格を満たすものとする。

(イ) 帳票イメージは、以下のとおりとする。

資料1-2 「単票用被保険者証レイアウト図」

資料3 「単票用紙（年次更新用）レイアウト図」

資料4 「単票用紙（随時交付用）レイアウト図」

(ウ) 被保険者証は台紙と一体型で表面は段差のない形状とし、証を容易に切り離しができるよう周囲はマイクロミシン加工を施すこと。また、折りたたむことにより専用封筒に封入可能なようミシン目加工等を施す。詳細は別途協議する。

ウ 被保険者証の大きさ等

縦128mm、横91mmとし、表面を着色する。色は年次更新用（1.（1）ウ）と同様。

エ 印刷色

(ア) 表面：4色刷

(イ) 裏面：1色（黒色）

※プリント処理に影響しないオフセット耐熱インクを使用すること。

オ 偽造防止措置

表面に地紋印刷により偽造防止のための加工（複写時に「写し」又は「コピー」の文字が現れる等）を入れること。また、裏面の一部にマイクロ文字を使用する（備考欄の枠線部分に「YAMAGUCHI」と繰り返し印字）こと。詳細は別途協議する。

カ 納期

製作完了日：令和5年6月23日（予定）

※ただし、印字テスト用の10枚については令和5年5月31日とする。

県内各市町納品期間：令和5年6月26日から6月30日（予定）

キ 納品形式

甲の指定した数量（2.（2）キ市町別帳票配布数リスト参照）を、100枚ずつ結束する（1,000枚ごと箱詰め）。

ク 納品場所

県内各市町の担当課及び甲の指定場所

ケ その他

(ア) 専用封筒の窓に合わせて郵送先あて名、その他必要項目を表示可能とする。

(イ) 単票として使用するため、連続帳票印刷によりミシン目が生じた場合は処理をする。

(ウ) レーザープリンタで印字する際に、紙詰まり、台紙の破損、印字位置のずれ等がなく、また印字後の文字のかすれ、台紙の湾曲等が少ない加工であること。

(エ) 偽造防止加工の確認と甲所有プリンタでの印字テストのため、事前に10枚納品すること。なお、テスト用紙は作成数量に含まないものとする。

(オ) 納品に係る運搬費等の費用は委託料に含まれるものとする。

(カ) 字体については、主にユニバーサルデザインフォント（UDフォント）を使用すること。

(キ) 本仕様書に記載がない事項及び詳細については、甲と協議の上、対処すること。

2. 被保険者データ等の印字業務

(1) 内容

被保険者証・連続帳票用紙（年次更新用）に、被保険者あて名、差出市町担当課の連絡先、簡易書留引受番号バーコード、その他必要項目（発送名簿と整合した一連番号、管理番号、印影（黒色）等）を印字（プログラム開発を含む）する。また、簡易書留郵便の処理及び発送名簿等の作成を行う。

(2) 提供データ（データ形式）

- ア 被保険者証作成データ（マイクロソフト Access ファイル形式）
- イ 差出人データ（PDF ファイル形式）
- ウ 公印画像データ
- エ 最新外字データ（TTF ファイル形式）
- オ 区内特別郵便対象番号リスト
- カ 簡易書留番号連絡票
- キ 市町別帳票配布数リスト

(3) 文字処理方式

- ア 文字コード：漢字（外字含む）、ひらがな、カナは、エンコードUTF-16（2バイトコード）とし、文字コードの記録及び転送等は、ビッグエンディアン方式とする。又、コード体系はUCS2のコード領域を使用し、住基ネット統一文字コードに準じた体系とする。
- イ 文字フォント：日本加除出版株式会社の「K A J O _ J 入力システムV7後期高齢者医療広域連合電算処理システム対応版」を使用すること（フォント使用について使用許諾等が必要な場合は、乙がその責任を負うものとする）。
- ウ 外字：甲が媒体等で提供する外字ファイル（TTF ファイル）を使用すること。
- エ 被保険者証及びあて名部以外の部分に使用するフォントは、契約後、別途協議する。

(4) データの受渡し

媒体等の引渡しは、甲の事務所で行う。持ち運び用の鍵付きケース等を準備すること。

(5) データ出力

- ア 郵便区内特別郵便物に該当するものは、専用封筒の窓から見える位置に郵便区内特別の文字を明りょうに印刷すること。
- イ 各帳票への印字位置、内容等は印字テストで検証し、問題がないことを確認した上で作業を行う。印字テストにかかる帳票等の負担は乙とする。破損や印刷ミスの帳票から個人情報が漏えいすることのないよう乙が責任を持って管理を行う。偽造防止加工と印字テスト帳票を甲に提出し、承認されてから本番印字を開始すること。
- ウ 桁あふれ、未登録外字が含まれる場合は、表示できる範囲まで印刷し、後で確認できるようにする。詳細は別途協議とする。
- エ 差出人名（2.（2）イ差出人データ参照）として、郵便物を発送する市町名等を表示する。
- オ 桁あふれ、未登録外字が含まれる場合は、表示できる範囲まで印刷すること。別途対象者リストを提出すること。

(6) 簡易書留郵便の処理

- ア 簡易書留郵便の区内特別郵便による料金割引が最大となるよう、様式や仕分方法等を郵便局および広域連合と協議の上、簡易書留郵便用引受番号バーコードの表示を行う。なお、料金割引の検討に際して、送達余裕を承諾しての郵送料の特割は適用しないこと。
 - イ 処理後の専用封筒は、差出人の市町別、各並び順は甲が別途指示するとおりとし、発送名簿（証交付リスト、簡易書留郵便差出表）との整合を図る。
 - ウ 作成した被保険者証のデータをもとに、発送名簿等を作成する。
 - (ア) 被保険者証交付リスト（全件リスト、一連番号等を検索できる対応表等）
 - 市町（19市町）ごと及び全市町総括分並びに総括分の電子データを作成、市町分各2部、全市町総括分1部を納品（簡易書留郵便の追跡可能なもの）する。一連番号の付番方法は甲が指定するが、抽出項目、様式、電子データ形式等の詳細は別途協議とする。
- ※資料7「被保険者証交付リスト出力詳細イメージ」参照。
- (イ) 簡易書留郵便差出票の作成 郵便局用（市町別）1部、広域連合用に全市町分をPDFに書き出し納品する。
- ※資料8「簡易書留郵便差出票出力詳細イメージ」参照。

(7) 納期等

- ア データ受渡し日：令和5年6月12日（予定）
- イ 印字業務完了日：令和5年6月16日（予定）とし、封入封緘作業開始日までに完成させておくこと。
- ウ 詳細日程については別途協議する。

(8) その他

- ア 専用封筒の窓に合わせて郵送先あて名、簡易書留引受番号バーコード、差出人、その他必要項目
(発送名簿と整合した一連番号、管理番号等)を表示する。
- イ 差出人名として、郵便物を発送する市町名等を表示する。なお、差出人用のデータファイルは、別途提供する。表示内容は、各市町担当課の連絡先等とする。
- ウ 公印については刷り込みの印刷とし、詳細は別途協議する。
- エ 字体については、主にユニバーサルデザインフォント（UDフォント）を使用すること。
- オ 本仕様書に記載がない事項及び詳細については、甲と協議の上、対処すること。

3. 被保険者証送付に使用する郵送用窓あき専用封筒の作成

(1) 大きさ

長形3号又は洋形0号（洋形長3号）等とし、被保険者証台紙のあて名表示に支障をきたさない範囲とする。また、被保険者証台紙等の同封物を機械封入可能で、定形郵便のサイズとする。

(2) 形状

- ア 表面2箇所の窓付き（窓あき部分はセロファン等透明度の高いものを使用。グラシンは不可）で、台紙に印字したあて名及び問い合わせ先市町名等がそれぞれ見える大きさ、形で、資料5「郵送用窓あき専用封筒イメージ図」を参照すること。また詳細は別途協議とする。
- イ 被保険者証・連続帳票用紙（年次更新用）等に印刷したあて名、簡易書留郵便用引受番号バー

コード、差出人等、指定する部分が窓あき部分から見えるように加工すること。

(3) 紙質

色上質紙（白も可）で、専用封筒の外側から見て封入物が透けて見えないように透過防止加工を施すこと。紙厚は、厚口程度で70kg以上とする。

(4) 配色

表側は2色、内側は1色で、具体的な色は契約後の協議とする。

(5) 専用封筒の記載事項

資料5「郵送用窓あき専用封筒イメージ図」参照とするが、印字する項目、文言等の詳細は契約後の協議とする。

(6) 封部分ののり

封緘用ののり加工を施すこと。詳細は別途協議とする。

(7) 納期

製作完了日：令和5年6月16日（予定）とし、封入封緘作業開始日までに完成させておくこと。

(8) 納品形式

後述の「6. 封入封緘業務」の内容どおりの状態にすること。

甲の指定した数量（2.（2）キ市町別帳票配布数リスト参照）を100枚ずつ結束して箱詰めすること。

残余分については、100枚ずつ結束して箱詰めすること。

(9) 納品場所

県内各市町の担当課及び甲の指定場所

(10) その他

ア 本仕様書に記載がない事項及び詳細については、甲と協議の上、対処すること。

イ 納品に係る運搬費等の費用は委託料に含まれるものとする。

4. 臓器提供意思表示欄保護シール（説明付）作成業務

(1) 臓器提供意思表示欄保護シール（説明付）

ア シールは、白上質紙70kgとし、機械での封入封緘に支障をきたさない材質・形状で資料6「臓器提供意思表示欄保護シール（説明付）イメージ図」を参照とするが、印字する項目、文言等の詳細は別途協議とする。

イ シールは、再貼付可能のものとすること。

ウ 字体については、主にユニバーサルフォント（UDフォント）を用いること。

(2) 納期

臓器提供意思表示欄保護シール（説明付）製作完了日：令和5年6月16日（予定）とし、

封入封緘作業開始日までに完成させておくこと。

(3) 納品形式

臓器提供意思表示欄保護シール（説明付）：後述の「6. 封入封緘業務」の内容どおりの状態にすること。

臓器提供意思表示欄保護シール（説明付）：甲の指定した数量（2.（2）キ市町別帳票配布数リスト参照）を100枚ずつ結束して箱詰めすること。

残余分については、100部ずつ結束して箱詰めをすること。

(4) 納品場所

県内各市町の担当課及び甲の指定場所

(5) その他

ア 本仕様書に記載がない事項及び詳細については、甲と協議の上、対処すること。

イ 納品に係る運搬費等の費用は委託料に含まれるものとする。

5. 周知リーフレット作成業務

(1) 周知リーフレット

ア A3（基準）白上質紙55kg 両面4色刷りとし、機械での封入封緘に支障をきたさない材質・形状とする。

イ レイアウトについては、別途画像データ等を提供する（微修正有）。

ウ 封入封緘しやすい大きさとなるように、DM折りにすること。

(2) 納期

製作完了日：令和5年6月16日（予定）とし、封入封緘作業開始日までに完成させておくこと。

(3) 納品形式

後述の「6. 封入封緘業務」の内容どおりの状態にすること。

残余分については、100部ずつ結束して箱詰めをすること。

(4) 納品場所

県内各市町の担当課及び甲の指定場所

(5) その他

ア 本仕様書に記載がない事項及び詳細については、甲と協議の上、対処すること。

イ 納品に係る運搬費等の費用は委託料に含まれるものとする。

6. 封入封緘業務

(1) 内容物

以下のものを専用封筒に封入封緘する（制度周知用パンフレットは、協議の上、乙に別途納品する）。

- ア データ印字された被保険者証（年次更新用）
- イ 臓器提供意思表示欄保護シール（説明付）
- ウ 周知リーフレット
- エ 制度周知用パンフレット（210×99mm 28ページ）

(2) 作業予定数

封入封緘 約265,000件

(3) 封入封緘作業における注意事項

- ア 専用封筒の窓あき部分から、印字された被保険者名、差出市町担当課の連絡先、簡易書留引受番号バーコード、その他必要項目（郵便区内特別の文字、発送名簿と整合した一連番号、管理番号等）が明示され、重量が適切であることを確認の上、封入封緘作業を行うこと。
- イ 簡易書留引受番号バーコードの読み取りについて、郵便局で事前確認を行うこと。

(4) 仕分け及び括束

封入封緘後、納入先市町ごとかつ甲の指定する並び順に仕分けし、括束する。また、甲が指定する地域（郵便番号別）について、郵便区内特別郵便物とそれ以外のものについて、それぞれ別個に仕分けすることとし、詳細は別途協議する。

(5) チェック体制の確立

- ア 納品の際は、件数の確認を受領証等の書面にて記録すること。
- イ 本業務の遂行において、封入漏れや封緘漏れ、他の被保険者の封入物の混入などが発生しないよう、チェック体制を確立すること。

(6) 検査

甲は、この業務の遂行について隨時報告を求め、又は作業場所に立ち入って、その状況を検査することができる。

(7) 納期

封入封緘完了：令和5年6月26日まで（予定）
県内各市町納品期間：令和5年6月26日から6月30日（予定）

(8) 納品形式

甲の指定する数量を、原則としてダンボール等に入れて納品し、箱ごとに所管名称（県内各市町名及び担当課名）、納品種別、件数を記したラベル等を添付し、各市町担当課に納品すること。
また、2.(2)キ市町別帳票配布数リストを元に市町別の必要帳票をダンボール等に入れて、上記納品に合わせて各市町担当課に納品すること。
運送会社等に委託せず乙が運搬し納品すること。

(9) 納品場所

県内各市町の担当課又は甲により別途指定のあるものはその指定場所

(10) その他

- ア 個人情報を取り扱うため、秘密の保持等には細心の注意を払うこと。また、成果物は個人情報

が記載された重要書類であることから、運搬時には、紛失・盗難・破損・脱落防止等の措置を講ずること。

- イ 専用封筒を含む一通当たりの重量が全て 50g 以内となるよう調整すること。
- ウ 納品に係る運搬費等の費用は委託料に含まれるものとする。
- エ 作業工程表を甲に提出し、作業進捗状況を両者で共有すること。
- オ 本仕様書に記載がない事項及び詳細については、甲と協議の上、対処すること。

資料1-1 (連続帳票用被保険者証レイアウト図)

(裏面)

備考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 ≪ 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。 ≫ 【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】 [特記欄 :] 署名年月日 : 年 月 日 本人署名(自筆) : _____ 家族署名(自筆) : _____	

(表面)

後期高齢者医療被保険者証		
有効期限 11XXXXXXXXXX		
交付年月日 11XXXXXXXXXX		
被保険者番号 8XXXXXXX		
被保険者	住所	15XXXXXXXXXXXXXX
		15XXXXXXXXXXXXXX
		15XXXXXXXXXXXXXX
	氏名	10XXXXXXXXXX
生年月日 11XXXXXXXXXX		
資格取得年月日 11XXXXXXXXXX		
発効期日 11XXXXXXXXXX		
一部負担金の割合 2X 18XXXXXXXXXX 18XXXXXXXXXXXXXX		
保険者番号並びに保険者名称及び印		
8 × × × × × × 山口県後期高齢者医療広域連合 印		

文字
サイズ

偽造防止措置(地紋印刷)
を行う。

デザイン・印刷位置等は、
別途協議する。

性別 :男、女、裏

印影(黒色)

資料1-2 (単票用被保険者証レイアウト図)

(裏面)

(表面)

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいざれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・じんぞう・腎臓・すいぞう・小腸・小腸・眼球】

〔特記欄：〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

91mm

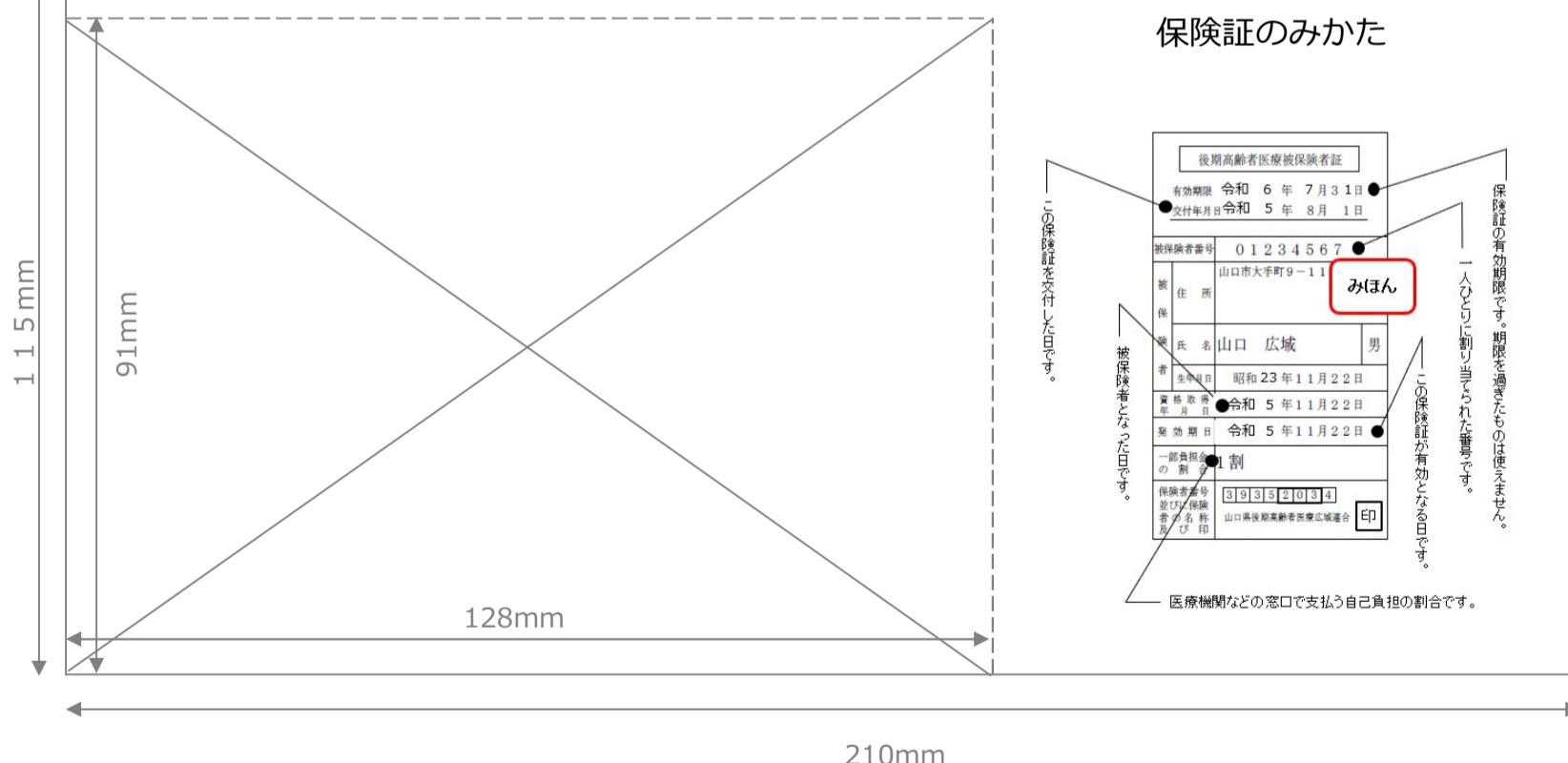
91mm

偽造防止措置(地紋印刷)
を行う。

資料2 (連続帳票用紙(年次更新用) レイアウト図)



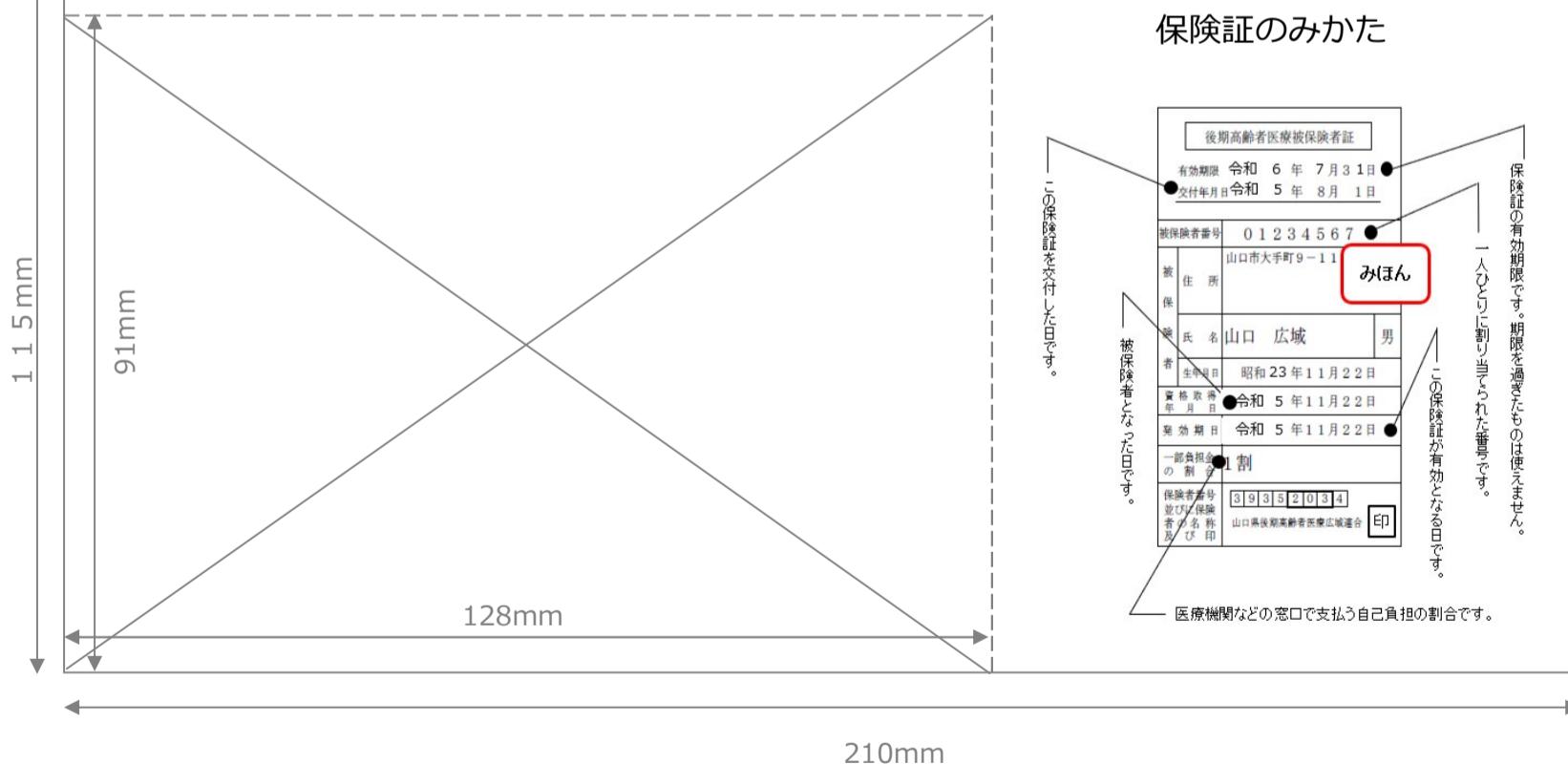
<p>被保険者証(保険証)に関する注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険証は、大切に保管してください。 保険証は、「氏名」欄に書かれている人しか使えません。 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに保険証を市・町に提出してください。また、転出の届出をする際には、保険証を添えてください。 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証を添えて、山口県後期高齢者医療広域連合あての届書を市・町に提出してください。 有効期限を経過したときは、保険証を使用することはできませんので、新しい保険証をお使いいただくか、更新(または検認)を受けてください。 不正により保険証を使用した者は、刑法により、詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。 特別な事情がないのに保険料を滞納した場合、保険証を返還していただくことがあります。 第三者の行為によってケガや病気になり保険証を使用した場合は、すみやかに市・町の窓口に届け出してください。 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、山口県後期高齢者医療審査会(山口県庁内:083-933-2825)に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できません。(ただし、審査請求を行った日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるときは、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。)この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山口県後期高齢者医療広域連合を被告(代表者は山口県後期高齢者医療広域連合長)として提起できますが、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。 	<p>お知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関の窓口では 保険証を窓口に提示してください。窓口で支払う自己負担は「一部負担金の割合」欄に書かれています。 ● 有効期間の途中でも 世帯構成が変わったり、所得が更正された場合などは自己負担の割合が変わる事があります。その場合は新しい保険証を交付しますので、古い保険証はお返しください。 ● 紛失・破損したときは 市・町の後期高齢者医療担当課まで、再交付の手続きについてお問い合わせください。 ● その他 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」が必要な場合は、市・町の後期高齢者医療担当課で申請手続きが必要です。 <p><問い合わせ先> 各市役所・町役場の後期高齢者医療担当課 または 山口県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎083-921-7110 http://yamaguchi-kouiki.jp</p>
---	--



資料3 (単票用紙 (年次更新用) レイアウト図)



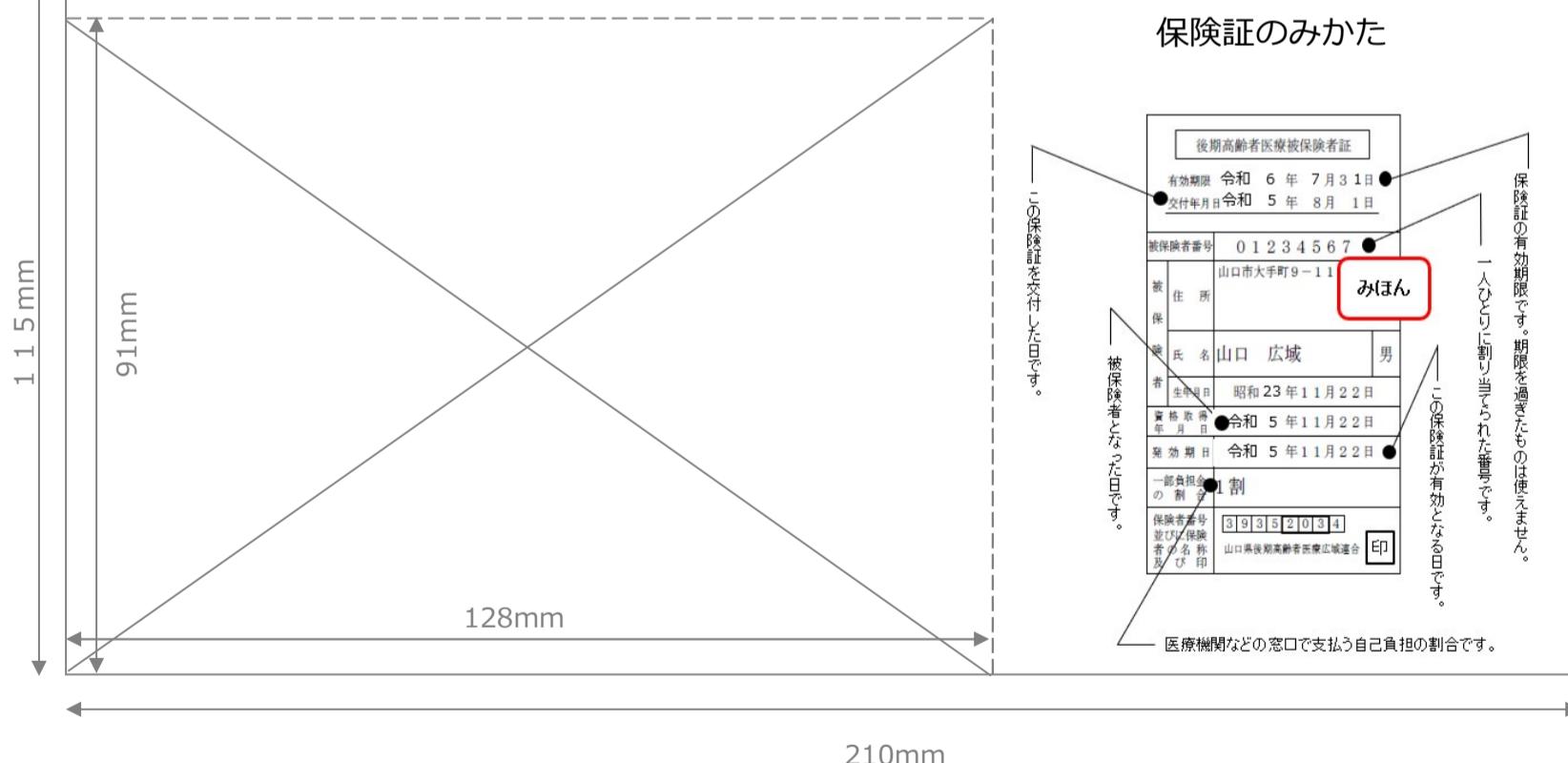
<p>被保険者証（保険証）に関する注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険証は、大切に保管してください。 保険証は、「氏名」欄に書かれている人しか使えません。 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに保険証を市・町に提出してください。また、転出の届出をする際には、保険証を添えてください。 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証を添えて、山口県後期高齢者医療広域連合あての届書を市・町に提出してください。 有効期限を経過したときは、保険証を使用することはできませんので、新しい保険証をお使いいただくか、更新（または検認）を受けてください。 不正により保険証を使用した者は、刑法により、詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。 特別な事情がないのに保険料を滞納した場合、保険証を返還していただくことがあります。 第三者の行為によってケガや病気になり保険証を使用した場合は、すみやかに市・町の窓口に届け出してください。 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、山口県後期高齢者医療審査会（山口県庁内:083-933-2825）に対して審査請求することができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できません。（ただし、審査請求を行った日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。）この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山口県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は山口県後期高齢者医療広域連合長）として提起できますが、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。 	<p>お知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関の窓口では 保険証を窓口に提示してください。窓口で支払う自己負担は「一部負担金の割合」欄に書かれています。 ● 有効期間の途中でも 世帯構成が変わったり、所得が更正された場合などは自己負担の割合が変わる事があります。その場合は新しい保険証を交付しますので、古い保険証はお返しください。 ● 紛失・破損したときは 市・町の後期高齢者医療担当課まで、再交付の手続きについてお問い合わせください。 ● その他 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」が必要な場合は、市・町の後期高齢者医療担当課で申請手続きが必要です。 <p><問い合わせ先> 各市役所・町役場の後期高齢者医療担当課 または 山口県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎083-921-7110 http://yamaguchi-kouiki.jp</p>
--	--



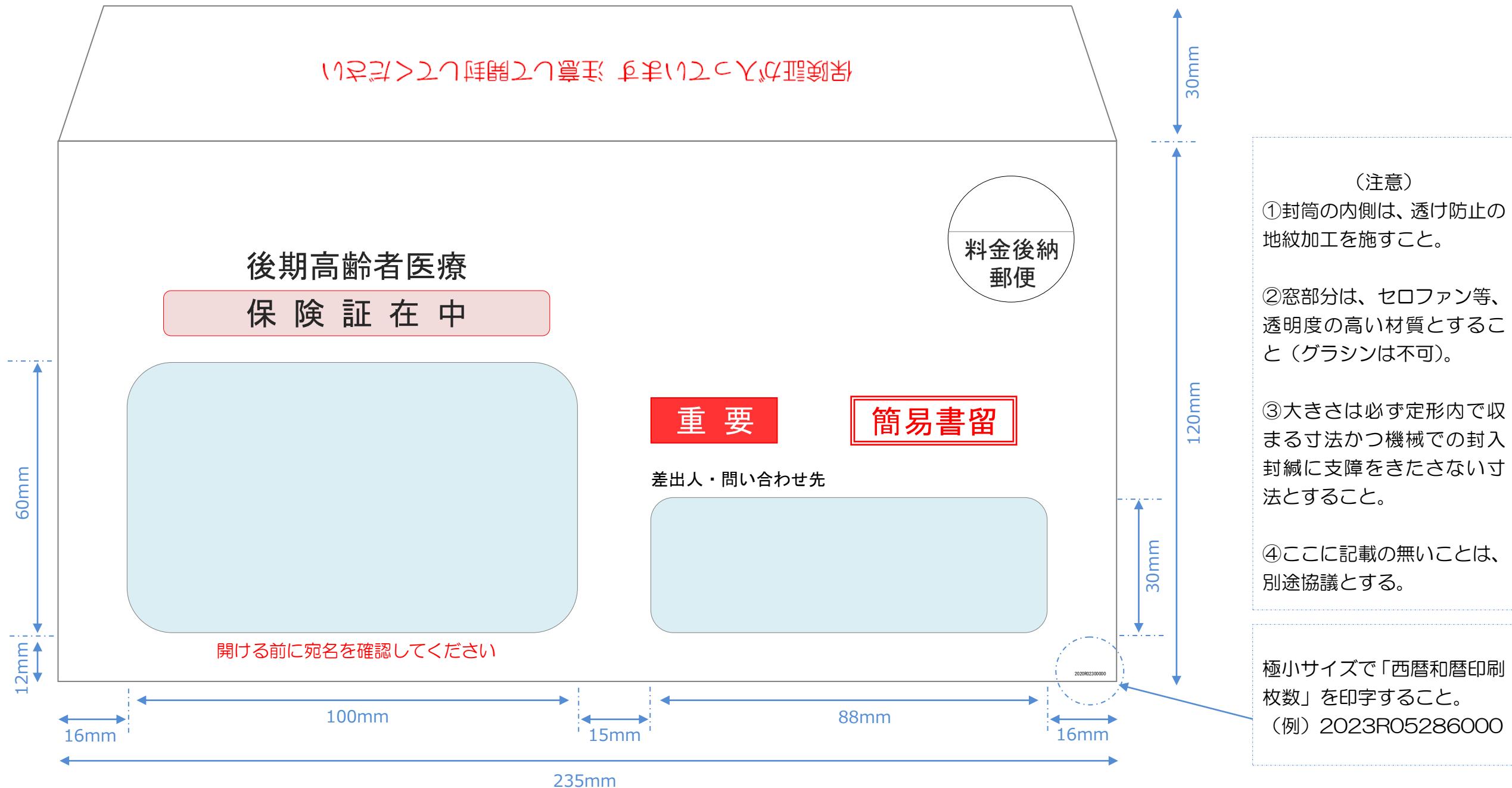
資料4 (単票用紙 (随時交付用) レイアウト図)



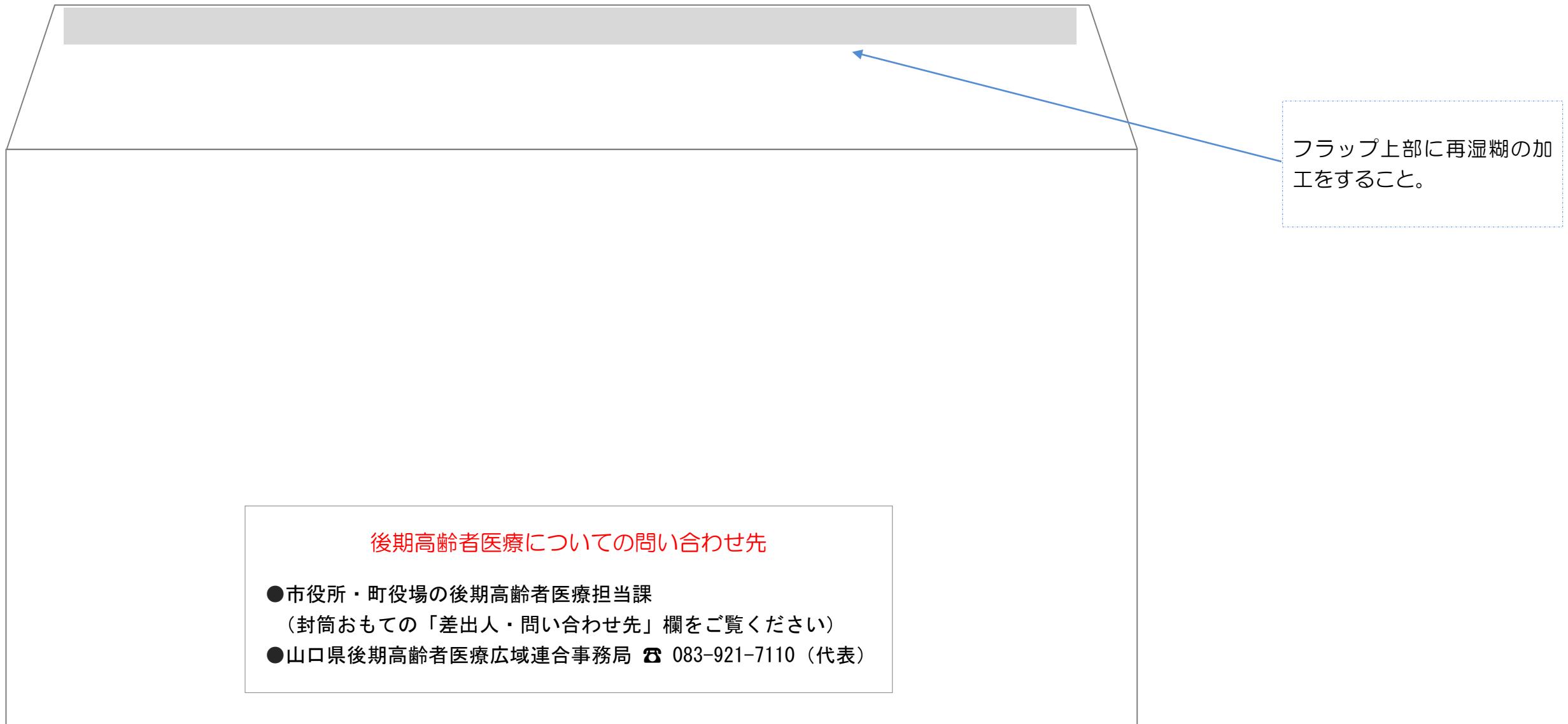
<p>被保険者証（保険証）に関する注意</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険証は、大切に保管してください。 保険証は、「氏名」欄に書かれている人しか使えません。 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに保険証を市・町に提出してください。また、転出の届出をする際には、保険証を添えてください。 保険証の記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証を添えて、山口県後期高齢者医療広域連合あての届書を市・町に提出してください。 有効期限を経過したときは、保険証を使用することはできませんので、新しい保険証をお使いいただくか、更新（または検認）を受けてください。 不正により保険証を使用した者は、刑法により、詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。 特別な事情がないのに保険料を滞納した場合、保険証を返還していただくことがあります。 第三者の行為によってケガや病気になり保険証を使用した場合は、すみやかに市・町の窓口に届け出してください。 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、山口県後期高齢者医療審査会（山口県庁内:083-933-2825）に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと提起できません。（ただし、審査請求を行った日から起算して3ヶ月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。）この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、山口県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は山口県後期高齢者医療広域連合長）として提起できますが、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起できません。 	<p>お知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関の窓口では 保険証を窓口に提示してください。窓口で支払う自己負担は「一部負担金の割合」欄に書かれています。 ● 有効期間の途中でも 世帯構成が変わったり、所得が更正された場合などは自己負担の割合が変わる事があります。その場合は新しい保険証を交付しますので、古い保険証はお返しください。 ● 紛失・破損したときは 市・町の後期高齢者医療担当課まで、再交付の手続きについてお問い合わせください。 ● その他 「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」が必要な場合は、市・町の後期高齢者医療担当課で申請手続きが必要です。 <p><問い合わせ先> 各市役所・町役場の後期高齢者医療担当課 または 山口県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎083-921-7110 http://yamaguchi-kouiki.jp</p>
---	--



資料5 (郵送用窓あき専用封筒イメージ図・表)



資料5（郵送用窓あき専用封筒イメージ図・裏）



資料6 (臓器提供意思表示欄保護シール(説明付)イメージ図)

(裏面)

182mm

102mm

「臍臓」、「腎臓」には"ふりがな"を付けてください

意思表示欄の記入のしかた

見本《保険証裏面》

① 意思の選択

いずれかひとつだけを○で囲んでください。
 ・脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもよい方→
 1
 ・心臓が停止した死後のみ提供してもよい方→2
 (この場合法律に基づく脳死判定を受けることはありません)
 ・臓器を提供したくない方→3

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
 3. 私は、臓器を提供しません。

※ 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。なお提供できる臓器は、それぞれ以下のとおりです。
 脳死後:心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球
 心臓が停止した死後:腎臓・脾臓・眼球

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球】

特記欄:

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

③ 特記欄への記載について

組織の提供について
 1か2に○をした方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織を提供してもよい方は「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。
 ・親族優先の意思について
 親族に優先して臓器提供したい場合は、「親族優先」と記入できます。

④ 署名など

本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。
 可能であればこの意思表示を知っている家族が、その確認のために署名してください。
 家族署名がなくても意思表示は有効です。

山口県後期高齢者医療広域連合

(表面)

臓器提供意思表示欄(保険証裏面)について

移植医療に対する理解を深めていただくことができるよう、保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。

○臓器移植とは
 臓器移植は、病気や事故によって臓器(心臓や肝臓など)が機能しなくなった方に、他の方の臓器を移植して機能を回復させる医療です。

○意思表示について
 臓器提供の意思表示は、どなたでもご記入いただけます。
 記入するかどうかは、ご本人の判断によりますので、必ずしも記入する必要はありません。
 また、臓器提供したくないという意思表示も記入いただけます。

○臓器提供に関するご質問などはこちらへ

(公社)日本臓器移植ネットワーク
 フリーダイヤル 0120-78-1069 (平日9:00~17:30)
 ホームページ <http://www.jotnw.or.jp>

意思表示欄保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。

シール部分
再貼付可能なもの

紙面隅に極小サイズで「西暦和暦印刷枚数」を印字する。
(例)2023R05270000

73mm

85mm

102mm

資料7（被保険者証交付リスト出力詳細イメージ）

被保険者証交付リスト						
No.	被保険者番号	被保険者氏名	郵便番号	引受番号	管理番号	備 考
1	9 9 9 9 9 9 9 9	N-----1 5 文字----N N-----N	999-9999	999-99-99999-9	X-99999	
2	9 9 9 9 9 9 9 9	N-----N N-----N	999-9999	999-99-99999-9	X-99999	
3	9 9 9 9 9 9 9 9	N-----N N-----N	999-9999	999-99-99999-9	X-99999	
4	9 9 9 9 9 9 9 9	N-----N N-----N	999-9999	999-99-99999-9	X-99999	
	S	S	S	S	S	S
4 9	9 9 9 9 9 9 9 9	N-----N N-----N	999-9999	999-99-99999-9	X-99999	
5 0	9 9 9 9 9 9 9 9	N-----N N-----N	999-9999	999-99-99999-9	X-99999	

999 / 999

資料8（簡易書留郵便差出票出力詳細イメージ）

簡易書留郵便差出票					
元号99年99月99日 N———N					
通番	受取人の氏名	引受番号	郵便番号	郵便料金	重量
99999	N——15文字———N N———————N	999-99-99999-9	999-9999	999	
99999	N———————N N———————N	999-99-99999-9	999-9999	999	
99999	N———————N N———————N	999-99-99999-9	999-9999	999	
99999	N———————N N———————N	999-99-99999-9	999-9999	999	
99999	N———————N N———————N	999-99-99999-9	999-9999	999	

差出人の住所・氏名 N———————30文字——————N N———————30文字——————N				引受日付印	
---	--	--	--	-------	--

999 / 999